

子どもが子どもでいられるまちを目指して 「ヤングケアラー」を知っていますか？

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どもとされています。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、学業などに支障が生じたり、子どもらしい生活が送れないことが問題となっています。ヤングケアラーを支える社会を目指しましょう。

詳しくは、**本こども課(回②2415)**へ。

■ヤングケアラーの調査結果

令和2年度の厚生労働省の調査では、中学2年生の約17人に1人(5.7%)、全日制高校2年生の約24人に1人(4.1%)が「世話をしている家族がいる」と回答しています。

■周りの大人ができること

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題に関わることや、本人や家族に支援が必要という自覚がないなどの理由から、問題が表面化しにく

いという現状があります。

周りの大人が問題に気付き、子どもの思いを聴き、必要な支援につながることができるよう、社会全体で「ヤングケアラー」について正しく理解し、認識を高めることが重要です。

■主な相談窓口

下表のとおり。いずれも子どもの福祉や人権について対応しています。

主な相談窓口

連絡先	電話番号(受付日時)
こども課家庭児童相談室(渋川市)	回②3443(月～金曜日、祝日・年末年始除く:午前9時～午後5時)
こどもホットライン24(群馬県)	回0120-783-884 ※携帯電話からは回027-263-1100(年中無休:24時間受付)
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	回0120-0-78310(年中無休:24時間受付)
子どもの人権110番(法務省)	回0120-007-110(月～金曜日、祝日・年末年始除く:午前8時30分～午後5時15分)

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga